拠点3 嬉泉福祉交流センター[袖ケ浦]

1. 運営方針

法人のミッション「誰もが自己実現し得る共生社会の実現」を目指して、袖ケ浦拠点としてのミッションを「袖ケ浦における嬉泉コミュニティの構築」と定める。

「袖ケ浦における嬉泉コミュニティ」とは、嬉泉福祉交流センター袖ケ浦の擁する福祉サービス事業をリソースとして、嬉泉が中心的に関わる自閉症・発達障害等のある人たちが安全・安心に暮らし、家族(後見人)や信頼できる支援者との人間関係の中で生涯を全うすることのできるような共同体をイメージしている。人間関係の構築・維持に多大な支援を要する自閉症・発達障害等のある人たちにとって地域社会での「自立(を強いられる)生活」は、相当にストレスフルであり、それが行動障害の発生につながったり、さらにその行動障害が対人関係のトラブルを引き起こしたりといった悪循環に陥りかねない。そこでこの嬉泉コミュニティの存在が、彼らと地域社会との間で緩衝役や仲介役となり、そうした悪循環に陥ることを防ぎ、彼らを孤立から防ぐという機能を持ち得る。この嬉泉コミュニティの機能によって、マズローの言うところの生理的欲求、安全欲求、所属欲求、尊厳欲求といった欠乏動機の充足がなされた彼らは、自律的に成長動機である自己実現へと向かうことが出来るのである。

ミッションの実現に向けて、拠点の中長期計画である「嬉泉福祉交流センター袖ケ浦10カ 年戦略(ver.1.5)」を実行すべく、拠点全体及び各事業所の運営方針を以下のように定める。

1) 拠点全体

- ①「嬉泉コミュニティ」の構築を目指すには、嬉泉福祉交流センター袖ケ浦という拠点全体のリソースを有効活用する為に、各事業所の枠を超えた運用が必要となることから、指揮系統の一元化を図るべく全体責任者として「統括園長(場長)」を置く。
- ② 統括園長の下で職員の勤務配置に関する調整を行う機関として「マネージャー」を置く。マネージャーは、勤務表の作成実務を担う。
- ③ 拠点全体の意思決定機関として、統括園長を中心に統括園長補佐、各事業所の施設長及び 副施設長の管理職にある者と管理業務を実務面で補佐するマネージャーとで構成する「運営会」を置く。
- ④ 運営会メンバーに加えて指導主任(一部は主任)を構成員とする「地域連携連絡会議(通称『連』)」を定期的に開催し、現場の声を組織運営に反映させつつ利用者の社会生活支援及び地域支援を推進する。
- ⑤ 間接支援部門についてはすべて、事務局管理から運営会直轄に変更し、必要に応じて運営会メンバーが主任業務を兼務する。

2) 袖ケ浦のびろ学園

入所児童の比率がここ近年高学年化の傾向にあり、平成29年度末の在園児34人中(高等部生17人・小・中学年17人)、平成30年度末の在園児38人中、(高等部生22人・小・中学年16人)と定員の半数以上が高校生である。また入所してくる地域は、現員38人中東京都が16人、千葉県が22人と、千葉県からの入所が東京都を上回る傾向が続いている。入所ニーズとしては、家庭や学校において対応が困難になった思春期を迎えた児童の入所傾向が顕著にみられ、入所地域においては、地域支援の観点からも千葉県内のニーズはますます強くなると思われる。このような入所ニーズを鑑み、本年度の袖ケ浦のびろ学園は思春期ニーズ対応できるようなグループ編成を試みる。具体的には、定員40人に対し高校生の受け入れを25人程度、小・中学生の受け入れを15人程度の比率とした編成で取り組む。また地域を中心としたトータル・ケアを意識した支援を地域生活支援センターたのしみと連携し、自閉症児施設の専門性を活かした地域サービスの提供を行っていく。そして、行動障害を有する児童への支援や社会的養護の必要な児童、家族との支援の在り方について福祉型障害児入所施設としての機能を提供する。教育支援としては、入

所地の別から2校の特別支援学校(東京都立しいの木特別支援学校、千葉県立槇の実特別支援学校)への登校を支援する。教育と福祉との連携という観点から、両校それぞれとの連絡会等を通して支援の共通理解を図る。

3) 袖ケ浦ひかりの学園・グループホーム春のひかり

入所利用定員に対しては満床、短期入所もかなり稼働率が高い状況である。現在は経営的には安定した状態であるが、新生活棟及び地域支援棟の建設に伴い、現状の利用者数だけでは今後は難しい状況になると思われる。そこで本年度は、新棟、地域支援棟の建設に伴い、生活介護事業を定員60人に、短期入所事業を定員10人に拡大し、利用者の増員を行う。短期入所事業の運用に関しては、今後の利用を考慮し、状況によっては受け入れ年齢を高校生に広げることや、肢体不自由者の受け入れを行っていくなど、利用拡大に向けていく。利用者支援については、日々の支援の中、支援計画を通して支援員へのスーパービジョンを行うことで支援の質の向上を目指す。外部の研修も可能な限り参加し、その中で支援員の社会性や発信力を養っていく。

本年度の生活棟増改築により、これまでの3グループ体制を4グループ体制へと再編することになるが、それに伴い今後の課題は、更にグループ毎の独立性の強まることが予想される中で、いかに支援の質の維持向上を図っていくかということである。

4) 地域生活支援センターたのしみ

本年度より、従来の障害児通所支援部門(児童発達支援センターヒツジ、放課後等デイサービス事業ウサギ・リス)、相談支援部門(相談支援事業所たのしみ)に加えて、地域生活支援部門として、共同生活援助事業所(グループホーム春のひかり)を傘下に入れると同時に、居宅支援事業(むすび)を新設する。

障害児通所支援部門は、袖ケ浦市を中心に君津保健福祉圏域及び市原市在住の発達が気になる未就学児童に対し集団生活の中で必要な基本的生活習慣が身につけられるようになり、家庭以外で安心・安全な場所で「人間関係と自我を育てる療育実践」を行うとともに、小学生から高校生までの学齢期を対象にした放課後等デイサービスを開設し、地域のニーズに応えるべく児童とその家族の地域生活を支援する。本年度は、専門的な療育体制の構築を目指し、言語聴覚士や臨床心理士を配置し療育支援の向上を目指す。また、児童発達支援センターとしての地域支援の役割を担いながら袖ケ浦市をはじめとする各関係機関との連携を積極的に図っていく。

相談支援部門は、本年度より名称を「相談支援事業所えにし」と改める。事業内容は変わらず、袖ケ浦市指定による「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」及び、千葉県指定による「一般相談支援事業」の指定を受けて事業を行う。また、袖ケ浦市から袖ケ浦市社会福祉施設等連絡協議会が受託した市の障害者相談支援事業に相談員を派遣し、地域の障害児(者)への支援を積極的に行う。袖ケ浦市において、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が検討されているが、そちらへの参画を見据えて、関係機関との連携の強化や人材育成など、質の高い相談支援を提供できる体制を整えていく。

5) 袖ケ浦市福祉作業所うぐいす園

就労継続支援B型事業は定員30人に対して19人在籍、生活介護事業は定員12人に対して契約者13人(12月平均利用者数9人)の在籍である。全体的には利用者が増えている状況ではあるが、両事業ともに定員を下回っている状況である。まずは利用定員を増やすことが最重要課題である。本年度は、生活介護事業を利用希望者が2人(高等部卒業予定者)いる為、ほぼ毎日定員を充足することができると思われる。就労継続支援B型事業については、次年度に数人の利用が見込まれる。

今後の方向性としては、生活介護事業は肢体不自由者への支援を大きく打ち出していく。 その為のサービスとして、現在行っている動作法に加えて、作業療法士との連携体制を整 えていく。また袖ケ浦ひかりの学園の新棟建設に伴い、入浴介助サービス、短期入所の受 け入れを行うことで、生活面での支援の拡大を行う。必要に応じて、個別付き添いサービ スをする等の体制を整えることで、利用の拡大に繋げていくことが出来るのではないかと 思われる。就労継続支援B型事業については、高等部卒業後の進路としての候補となるよ うに特別支援学校との連携をより強化する。

2. 目標

1) 中・長期目標

- ① 自閉症・発達障害への支援を中心にしながら、地域の多様な支援ニーズに応える。
- ② 生活支援の利用者の高齢化・重度化に対応する。

2) 年次目標

- ① 地域の短期入所ニーズに出来るだけ応えるために、のびろ・ひかりのの受入態勢を再構築する。
- ② 地域の相談支援ニーズと発達支援啓発ニーズに応えるために、相談体制の見直しと啓発活動を行う。
- ③ 地域の居宅支援ニーズに応える機能を備えるために、新規事業を立ち上げる。
- ④ 地域の児童療育ニーズを充足させるためにヒツジ、リス・ウサギの増員、または 新規事業所の開設を検討する。
- ⑤ 地域の思春期児童の養護ニーズに応えるために、のびろの入所機能の見直しを図る。
- ⑥ 地域の居住支援ニーズに応えるために、新規グループホームの設置を検討する。
- ⑦ 地域の重度障害者(肢体不自由、自閉症等)の生活介護ニーズに応えるために、 うぐいすの定員数の再検討とひかりのの日中支援体制の見直しを図る。
- ⑧ 入所児の心のケアの充実を図るために、のびろ学園職員のスーパービジョン体制を強化する。
- ⑨ 入所者の高齢化対応と生活の質の向上に向けて、ひかりの学園新生活棟における 生活環境の整備を行う。

3. 月間・年間予定

※年間行事等実施計画を添付

4. 職員体制

※組織図を添付

5. 職員研修

1) 方針

事業が拡大し、それに伴い拠点、職員が増加、業務内容も多岐に渡るようになった。その一方で職員同士の交流や他事業所への理解が希薄になりやすい状況とも言える。 そのため人材育成及び既存の研修内容も事業所や各業務に共通するものと特化すべきものを見極めながら法人としての研修から事業所ごとの研修まで幅広い視野での研修の再構築あるいは新規研修の企画、推進が必須である。

2) 事業所内研修

①受容的交流の立場に立った対人援助の知識や技術を高める

- ・法人主催の自閉症セミナーへの参加
- 夏季・冬季療育合宿での実践研修
- ・全体職員研修における理事長抗議、事業所ごとの実践発表から法人として受容的交流の 再確認及び更なる研鑽をねらう。

②新人職員の育成

- ・直接処遇の新人職員には一人に付き一人、主にサブリーダー以上の職員を中心としてチューター制を設け、1年間習熟度チェックや面談、及び日々の指導や相談にあたる。
- ・社会人としてのマナーを習得する為、外部講師を招いて行った講習の VTR とテキストを活用し、マナー講習を行う。
- ③法人事業所間の交流研修への参加

法人他事業所の会議、行事等に参加し、事業所間の交流を図るとともに職員の意識および援助技術の向上に努める

- ④心のケア(抱っこ法)研修を通して感性や援助技術の向上に努める。
- ・週1回のセッションを通しての実地研修
- ・年4回講師による集中講義研修(新人職員)
- ⑤拠点内全体研修の実施
- ・教育心理・カウンセリングのスーパーバイザーを迎えて、ケース研究発表会を行う
- ・人権擁護、事故防止、情報セキュリティー等各委員会主催による拠点内の職員全体研修、 研修係主催による研修等、年単位で企画し、テーマを決めて全体研修会を行う
- ・ケースへの理解の深化と職員の自己表現力の向上のためのエピソード記述研修を行う。
- ⑥各職種に必要となる知識を高める
- ・外部研修を活用し、その知識あるいは技術が必要とされる職員を各協会等主催の研修に 参加を推奨し、知識、視野を広げる。袖ケ浦のびろ学園千葉県知的障害者福祉協会児童 部会学習、袖ケ浦ひかりの学園は同知的障害者支援スタッフ部会に職員を派遣する。

6.人権擁護

利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備と、利用者や保護者への苦情解決体制の機能と、東京都の福祉サービス第三者評価事業を導入し、施設サービスの向上に努める。

- ① 人権擁護委員会の活動として、「人権擁護チェックリスト」及び「人権擁護研修」、「啓発活動」を実施する。また、法人の人権擁護委員会でも、「行動規範」の作成「論理綱領」の見直し等検討し、利用者・職員の権利擁護・虐待防止に努めている。
- ② 苦情解決第三者委員との会議を設け、施設サービスの点検や改善に努める。
- ③ 東京都の福祉サービス第三者評価を受け、施設サービスの向上に資する。

7. 事故防止

拠点事故防止委員会を継続して設置する。職員の支援上の事故・ヒヤリハットの分析、再発防止策への検討、特にヒヤリハットの普及啓発を行う。また「利用者支援マニュアル」の改訂・整備を行う。それらの事故防止のための普及啓発の為、事故防止委員会として研修を企画し、実施する。

8. 情報セキュリティー

引き続き、事業所情報セキュリティー管理委員会の活動を継続し、「社会福祉法人嬉泉 情報セキュリティマニュアル」及び「嬉泉福祉交流センター袖ケ浦 情報セキュリティマニュアル」に基づく以下の活動を実施し、利用者及び職員の個人情報保護に努める。特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の取り扱いについては、「社会福祉法人嬉泉特定個人情報取扱規程」に則り、これを順守していく。

- ① 個人情報の管理体制を再点検ていくと共に、必要に応じて改善策を講じていく。
- ② 個人情報を含む情報機器及びネットワークへのアクセス制御や管理の仕組みを維持していく。
- ③ ひかりの学園増改築に伴う個人情報媒体の保管場所の変更及び管理体制、情報機器の取り扱い、ネットワークへのアクセス制御の仕組み等の検討を行う。また管理環境移行後も、個人情報の管理状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講ずる。

④ 情報リテラシィ (情報セキュリティー含む) に関する全体研修を実施し、職員への意識啓発を行う。

9. 安全衛生

拠点の安全及び衛生対策として、以下の活動を実施する。

- ① 産業医を迎え、労働安全衛生委員会を毎月実施。実際に巡視を行い、職場としての安全衛生に配慮する。
- ② 施設設備の自主点検を定期的に実施する。
- ③ 法定による職員のストレス状況調査を実施し、職員のメンタルヘルスの不調を未然に防止する。
- ④ 感染予防対策としてマニュアルを整備し、職員の意識啓発に努める。
- ⑤ 公用車の運行に当たっては、予め運転者の「検定」を実施し、検定合格者による安全な運行に努める。

10. 防災対策

- ① 消防係(防火管理者)を中心に、防災委員会を開催し、各種災害に備える。
- ② 防災訓練を計画的に実施する。
- ③ 29年度に拠点としてのBCP(災害時事業継続計画)を策定したが、内容を見直し、 必要があれば改定する。

11. その他(施設整備等)

- ① 袖ケ浦ひかりの学園施設整備事業(前年度より継続)
 - 1)事業内容

增築工事 生活棟1棟(2階建)

改修工事 そだて棟全面改修びこころ棟一部改修

新築工事 地域支援棟1棟(2階建)

2)資金計画

74 JE P I	·			
収入	自己資金	295,	685,	760円
	借入金	300,	000,	000円
	合計	595,	685,	760円
支出	主体工事費	561,	060,	0 0 0 円
	設計監理費	20,	549,	3 6 0 円
	初度調弁他	14,	076,	400円
	合計	595,	685,	760円

3)工事期間(予定)

着工 平成30年10月

竣工 2019年6月

1. 10カ年のアクションプラン※網掛けは一部改訂および新規項目

- 1) 自閉症スペクトラムの多様なニーズへの対応
 - ①「はやて棟」の用途変更(ひかりの→のびろ) ※実施済み
 - ②のびろ大規模修繕 ※実施済み
 - ③のびろ支援員の研修(高機能、知的に軽度な発達障害への療育) ※継続中
- 2) 入所者の高齢化への対応
 - ④ひかりの本体(そだて)改修、増築 ※平成30年度実施 ※継続中
 - ⑤ひかりの利用者グループ再編 ※本年度実施予定
 - ⑥ひかりの支援員の研修(介護技術・メンタル・SV 体制) ※継続中
- 3)「切れ目のない」地域支援サービスの拡充
 - ⑦「児童発達支援センター」の整備(相談支援の併設) ※実施済み
 - ⑧のびろ利用定員の変更(50名→40名+短期併設10名) ※実施済み
 - ⑨ひかりの「地域支援棟」の整備 ※平成30年度実施 ※継続中
 - ⑩グループホームの移設及び増設
 - 迎袖ケ浦市福祉作業所の受託 ※実施済み
 - 迎たのしみ中高生の放課後ディ実施 ※実施済み
 - ③袖ケ浦市福祉作業所の指定管理更新
 - 44. 個児童発達支援センターの機能拡充
 - ⑤地域生活支援センターたのしみの再編成 ※本年度実施予定
 - ⑥地域生活支援拠点の整備
 - ⑪ひかりの学園短期入所の定員拡大 ※本年度実施予定
 - ®のびろ学園短期入所棟の整備

2. 自閉症スペクトラムの多様なニーズへの対応

- 1)「はやて棟」の用途変更(ひかりの→のびろ)
 ※実施済み
- 2) のびろ大規模修繕 ※実施済み
- 3)のびろ支援員の研修(高機能、知的に軽度な発達障害への療育) ※継続中 児童福祉法改正前は、第2種自閉症児施設として、重度の自閉症児(主に強度の行動障害を示す児童)を対象に支援してきた為、近年社会的なニーズとしても高まりつつある、知的に軽度な発達障害児に対しての支援に苦慮している現状がある。また、本人の問題のみならず、家庭環境(成育歴)や保護者自身も知的・精神障害を抱えているケースもみられ、トータル的な支援の必要性に迫られている。

まずは、法人内の他事業所との交流研修や実習を通して、スーパービジョンを受ける中で支援技術の向上につなげる。また、外部の研修などにも積極的に参加をすすめ、幅広い視点を養っていきたい。

3. 入所者の高齢化への対応

4) ひかりの本体(そだて)改修、増築 ※平成30年度実施 ※継続中 個室化とバリアフリー化のために、現在のそだて棟ユニット2・3を含めて南側に増築 をする。35人分の居室(そだてグループ29人+6人(短期入所その他)分)と食堂・浴室・職員詰所を含む。2階建て。エレベーターも完備。

現在のひかりの(そだて)食堂は無くして、厨房を大きくする。そだて棟・こころ棟・ 生活介護棟へ食管車で運んで提供。

大浴室・小浴室も無くして、整理室を大きくする。

そだて棟ユニット1は療育ルームとして整備。ひかりの学園療育内容の見直しや、SVに使っていく。

プロムナードはそのまま残して、現在使っている用途(行事・お集まりの場など)のほかに、利用者の健康維持のために、運動する場としても利用できるのではないか。 ひかりの玄関は変わらず。

5) ひかりの利用者グループ再編 ※本年度実施予定

今後を考えると下記 A^CC の3グループが考えられる。状況により、毎年変化していくので、それに合わせての編成になってくると思われる。できれば、上記のそだて増改築後の建物がグループ分けに柔軟に対応できるものであることが望まれる。

A…現在の延長 (健康維持)

B…要介護 (高齢化)

C…日中活動充実(若い利用者)日中一時や生活介護利用者との合流も考えられる

6) ひかりの支援員の研修(介護技術・メンタル・SV 体制) ※継続中

高齢化に向けては、介護技術の研修や資格取得などはもちろんのこと、他の高齢施設職員の意見を聞き、研修や施設整備に繋げていく。

保護者や利用者自身が亡くなったり、それに向けて見守っていったりなどの、ひかりの職員が未だ経験していない事態に対する備えとしての研修や、そのストレスに対するメンタル面への研修なども取り入れていく。

日々の業務の中で、療育ルームなどを使い、こぐま学園のような SV を受けるなどの研修 も行っていく。

4.「切れ目のない」地域支援サービスの拡充

- 7) 児童発達支援センターの整備(相談支援の併設) ※実施済み
- <u>8) のびろ利用定員の変更(現在50名→40人+短期併設10人)</u> ※実施済み
- 9) ひかりの「地域支援棟」の整備 ※平成30年度実施 ※継続中

地域療育支援の積極的展開として、「地域支援棟」を袖ケ浦の敷地内に建設し、地域 の 方たちを受け入れていく。現在の日中一時や生活介護利用者でも、本体の空間を利用する のは、手狭になってきており、活動以外の利用者の過ごす場としてそこを利用する。地域 から生活介護棟に登園、活動は本体の作業活動に合流、それ以外の昼食や余暇は生活介護 棟で過ごし、そこから帰宅する。また、それには地域利用者への送迎の充実も急務となっている。

のびろ学園の利用者が、退所後地域に戻り、グループホームなどから日中活動のサービスを利用、といった支援体制の拡充にもつながる。

※法人研修(合宿)などへの利用も想定される。

10) グループホームの移設及び増設

グループホームは、老朽化していることもあり、新たな建物の建設ないし取得(賃貸を含む)する。また今後、ひかりの学園の日中利用者及びうぐいす園利用者のニーズに合わせて、日中支援サービス型を含む新たなグループホームの設置も視野に入れていく。

- 11) 袖ケ浦市福祉作業所の受託 ※実施済み
- 12) たのしみ中高生の放課後ディ実施 ※実施済み

放課後等デイサービス事業ウサギの利用者で小学校を卒業する年齢の児童が出てきて、

中学になっても引き続き利用したいとの声があったため、利用対象者を中高生まで広げる。 高校生まで広げる理由としては、将来的にひかりの学園きずなグループやうぐいす園の 利用に繋げていくトータル・ケア構想の一環に位置付けるためである。

13) 袖ケ浦市福祉作業所の指定管理更新

うぐいす園の指定管理は5年更新であり、平成32年度には最初の更新を迎える。現在の運営は、利用者・保護者から共に高評価を受けているので、引き続き指定管理を行いたい。

課題としては、就労継続B型利用人員の伸び悩みと漸増している生活介護の支援体制整備(特に作業療法士などパラメディック専門職の配置)をどのようにしていくかである。

14) 児童発達支援センターの機能拡充

増加する発達障害への早期療育ニーズに対応して、従来の児童発達支援機能(通所療育)に加え、インテークやアセスメント、アウトリーチを含む専門的相談機能及び機関連携やコンサルタント、施設支援指導事業などの地域支援機能を整備する。具体的には、専門的相談や地域支援を行い得る社会福祉士や言語聴覚士、作業療法士、公認心理師といった専門職を配置する

そのために、平成34年のたのしみ20周年を目途に、袖ケ浦市からの「袖ケ浦市療育支援事業」を含めた事業委託もしくは運営費助成による「公立化」を目指す。

15) 地域生活支援センターたのしみの再編成 ※本年度実施予定

平成31年度のひかりの地域支援棟竣工に伴い、従来の「地域生活支援センターたのしみ」から相談支援事業所を分離し、単独の事業所として地域支援棟内の専用室に移設し運営を行う。また「地域連携室」を発足し、将来的な展望として、地域生活支援拠点を整備する際の核となることを目指す。

残る障害児通所事業のヒツジとリス・ウサギについては、両者を合わせて「児童発達支援センターよろこび(仮称)」と呼称する。

16) 地域生活支援拠点の整備

「地域生活支援センターたのしみ」内の「地域連携室」を核に、地域生活支援拠点事業として、国の求める次の5つの機能について、地域の実情に応じた整備を行う。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

17) ひかりの学園短期入所の定員拡大 ※本年度実施予定

地域支援棟の整備に伴い、ひかりの学園短期入所枠を現在の併設2名から10名に拡大し、地域のニーズに応えていくと共にのびろ学園短期入所の利用者のうち成人を原則として移行させる。

また必要に応じ、地域生活支援拠点事業の機能として求められている「緊急時の受け入れ・対応」や「体験の機会・場」としても位置付けていく。

18) のびろ学園短期入所棟の整備

ひかりの学園短期入所枠の拡大に伴い、のびろ学園短期入所利用者の属性を原則として 児童に絞っていく。それによって、知的に軽度な発達障害児等を含めた多様な短期入所ニーズへ柔軟に対応すべく、小舎の専用棟を整備する。

[年次行動計画一覧]

[中仍1] 期前 画	見」	
年次	行動計画	備考
平成25年度	① 「はやて棟」の用途変更 傍	
平成 26 年度	② のびろ大規模修繕	←単年度ではなく継続 ←単年度ではなく継続
平成 27 年度	① 「児童発達支援センター」の整備	※ひかりの30周年
平成 28 年度		
平成 29 年度		※のびろ生活介護廃止 ※法人50周年
平成 30 年度	③ ひかりの本体(そだて)改修、増築⑨ ひかりの「地域支援棟」の整備	←継続中 ←継続中 ※のびろ40周年
平成 31 年度	④ ひかりの利用者グループ再編⑰ ひかりの学園短期入所の定員拡大⑮ 地域生活支援センターたのしみの再編成	←本年度実施予定 ←本年度実施予定 ←本年度実施予定
平成 32 年度	③ 袖ケ浦市福祉作業所の指定管理更新⑥ 地域生活支援拠点の整備	
平成 33 年度	⑩ グループホームの移設または増設	
平成 34 年度	④ 児童発達支援センターの機能拡充	※たのしみ20周年
平成 35 年度	⑱ のびろ学園短期入所棟の整備	

別 紙(拠点用事業計画関係)

年間行事等実施計画

項目		行 事	職員研修			職員会議等		災害訓練		建康管理・衛生管理	その他		
月	目	内 容	日	内 容	月	内 容	目	内 容	目	内 容	目	内 容	
	10	ひかりの父母会		こころのケア研修		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会		新人歓迎会(袖ケ浦)	
4月				エピ研、チューター会議		リーダー会、		(通報・消火・避難)					
			12	全体研修		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
5月								(通報・消火・避難)					
	13	のびろ父母会		ケース研究発表会		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会		フォローアップ研修	
6月	18	ひかりの父母会		エピ研		リーダー会		(通報・消火・避難)					
						運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
7月	19	夏祭り						(通報・消火・避難)					
				療育合宿、エピ研		運営会、連会議		火災想定		労働安全衛生委員会			
8月	24	夕涼み会	4	全体研修		リーダー会		(通報・消火・避難)					
				ケース研究発表会		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
9月	29	ふれあい祭り	8	全体研修				(通報・消火・避難)		定期健康診断			
	18	秋を楽しむ会		こころのケア研修		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
10月				エピ研、チューター会議		学園会議リーダー会		(通報・消火・避難)					
	14	のびろ父母会		ケース研究発表会		運営会 連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
11月	19	ひかりの父母会						(通報・消火・避難)					
	24	クリスマス会		療育合宿		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
12月						リーダー会		(通報・消火・避難)					
	6	餅つき				運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
1月	23	ひかりの親子合同新年会						(通報・消火・避難)				法人全体研修	
			9	全体研修		運営会、連会議		夜間火災想定		労働安全衛生委員会			
2月				エピ研		リーダー会		(通報・消火・避難)		定期健康診断			
				チューター会議		運営会、連会議		地震想定		労働安全衛生委員会		新人研修	
3月	10 12	のびろ父母会 ひかりの父母会				次年度打合せ		総合訓練(二次避難まで)			18	法人全体研修	

